

# STOP THE 「放置自転車」!!

なくそう放置自転車 つくろう美しい町

自転車は、経済的で環境にやさしい乗り物です。健康づくりにも役立つため、通勤・通学・買い物など、多くの人々に利用されています。しかし、その一方で、駅周辺や商店街などの道路上に自転車を放置する人も多く、次のような問題が起きています。

- 1 歩行者の通行障害になります。特に、お年寄りや身体に障害のある人たちにはとても危険です。
- 2 消防車や緊急車両などの通行障害になります。
- 3 景観が悪くなります。
- 4 住居への出入りや営業活動の妨げになります。

そこで、北九州市では「北九州市自転車の放置の防止に関する条例」を制定し、平成元年10月から施行しています。この条例は、自転車の放置を防止することにより、歩道や駅前広場などの貴重な公共空間を確保し、美しく気持ちのよい生活環境を守ることを目的としています。自転車の放置は、市民生活や経済活動に大きな迷惑がかかりますので、条例に基づき、自転車駐車が概ね整備された地域を「**自転車放置禁止区域**」に指定しています。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

心掛けひとつで、  
街は美しく気持ち良くなる  
生まれ変わります。



## 自転車の放置とは

公共の場所に自転車が置かれ、その自転車の利用者(または所有者)が自転車から離れていて、すぐに自転車を移動することができない状態を言います。つまり、放置自転車かどうかは、放置時間の長さや自転車の使用目的ではなく、置かれた自転車の状態によって決まります。1台くらいは良いだろうという、その1台が大量の放置自転車を生み出すものになります。

## 自転車放置禁止区域とは

自転車が放置されることにより、生活環境の悪化や通行の障害となる場所で、自転車駐車が概ね整備されている地域を「**自転車放置禁止区域**」に指定し、区域図を示した案内板等を設置するとともに、路面にも表示をしています。



## 放置自転車の移動・保管

- 放置禁止区域内に放置されている自転車は、警告の後、各区の保管場所に移動します。
- 放置禁止区域以外の公共の場所でも、7日間以上放置されている自転車は、同様に移動の対象になります。
- 移動後に所有者が判明したものは連絡しますが、6ヶ月しても引き取りに来ない場合は、市が処分します。
- チェーン等で固定されているものについても、切断のうえ移動しますが、チェーン等の補償はいたしません。

- 放置自転車として移動・保管した場合、返還時に移動・保管手数料として、2,000円を支払っていただきます。
- 自転車の返還時間は次のとおりです。ただし、日曜・祝日および年末年始(12月29日～1月3日)は返還事務はおこなっていません。

月曜～金曜 / 15時～19時

土曜 / 13時～17時

## 自転車駐車場について

放置禁止区域内には有料自転車駐車場を設置しています。必ず自転車駐車場に駐輪するようにしましょう。利用料金は次のとおりです。

### ■利用料金表

種別		自転車	バイク
普通使用	一日一回につき	100円	150円
回数券による使用	11枚つづり	1,000円	1,500円
定期券による使用	学生	1箇月	1,300円
		3箇月	3,700円
	一般	1箇月	2,000円
		3箇月	5,700円

※ただし、普通券・回数券は利用状況により超過料金が発生する場合があります。  
※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方または生活保護世帯の方は、手帳または証明書を提示されると5割引になります。

### ■利用時間 / 6時～22時(管理員を配置)

※休業日 / 1月1日～3日

### ■利用申込 / 各自転車駐車場

### ■利用対象 / 自転車とバイク(※)

※側車付除く。  
※小倉駅南口自転車駐車場、折尾駅西自転車駐車場、本城駅前自転車駐車場については、125cc以下に限る。  
※満車等の場合は、お近くの自転車駐車場をご案内することがあります。